

# スマートみやぎ健民会議優良会員認定実施要綱

## (趣旨)

第1 この要綱は、スマートみやぎ健民会議会員（以下、会員）のうち、特に、スマートみやぎ健民会議会則第6条に定める構成員または地域住民の健康づくりや、健康づくりを推進する環境整備に積極的に取り組む会員（以下、優良会員）を認定することにより自主的な取組の推進を図ることを目的とし、認定の実施に関する事項について定めるものとする。

## (対象)

第2 この要綱に定める優良会員の対象は、スマートみやぎ健民会議会則第4条に規定する会員、かつ別に定める要件を満たす企業・市町村・地域団体等とする。

2 前項で規定する企業及び地域団体は、県内に本社または本店、又は事業の拠点があり、県内で活動を行っている者とする。

## (認定申請等)

第3 この要綱に定める優良会員の認定を受けようとする会員は、別紙認定申請書（様式第1号）に所要事項を記載の上、必要な書類を添付して知事に申請するものとする。

2 既に認定を受けている優良会員が継続して認定を受けようとする場合は、前項に基づき10月10日までに再申請するものとする。

## (審査及び認定)

第4 知事は、申請書類を審査し、認定申請書に定める各項目に該当すると認められるときに、継続申請の場合は11月1日、新規申請の場合は申請があった日の属する月の翌月1日付けで当該年度の認定を行い、「スマートみやぎ健民会議優良会員」認定証（様式第2号）（以下、認定証）を交付するものとする。

2 知事は、前項で定める審査に必要と認められる場合には、申請者への電話確認や訪問等によるヒアリングなど所要の調査を行うことができる。

3 認定の有効期間は認定の日から次に到来する10月末日までとする。

## (実績報告)

第5 要綱第4で認定された優良会員は、有効期間終了日までに実績報告書（様式第3号）を提出し、取組を報告するものとする。

2 要綱第3第2項で再申請する場合は、前項実績報告書を省略できるものとする。

## (認定団体等の公表)

第6 認定団体や取組については、宮城県のホームページなどで公表する。

## (変更の届け出及び辞退)

第7 優良会員は、次に掲げる事項に変更があった場合には、「スマートみやぎ健民会議優良会員」認定変更届出書（様式第4号）により、当該変更が生じた日から30日以内に知事に届け出なければならない。

- (1) 団体の名称
- (2) 代表者の職氏名
- (3) 本社等の活動拠点所在地
- (4) 宮城県内の主たる事業所・支所等（県外に所在する場合のみ）

2 優良会員は、認定基準を満たさなくなったとき又は認定継続の意思を失ったときは、速やかに「スマートみやぎ健民会議優良会員」認定辞退届出書（様式第5号）により、知事に届出をし、併せて当該届出に係る認定書を知事に返還しなければならない。

（認定の取消）

第8 申請者が著しく不当な行為を行い、認定団体として適当でないと認められるときは、認定を中止し、またはすでに行った認定を取り消すことができる。この場合において、認定を取り消した団体に対しては、既に受領した認定証等の返還を求めることができる。

（その他）

第9 この要綱に定めるものの他、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

（庶務）

第10 この要綱に定める認定の事務は、保健福祉部健康推進課において行う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。